

公共用水域水質常時監視に関する既存の通知類（ダイオキシン類）

A. ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（H12.1.12環企企11、環保安6、環大企11、環大規5、環水企14、環水管1、環水企5、環水土7号環境庁企画調整局長、大気保全局長、水質保全局長）

1. 測定方法について
極微量の定量を行うことから、試料採取から分析に至るまでの全測定過程の管理に努め、測定結果について十分な精度が確保されるよう留意。
JIS K 0312(1999)及び「水質調査方法」に基づいて測定

水質調査方法
(S46.9.30環水管30号水質保全局長)

1. 水質調査の種類
監視測定調査（環境水、排水）、基準設定調査、底質調査に分類。

2. 調査項目及び回数

3. 調査時期、採水地点、採水方法等
河川、湖沼、海域、事業場排水について規定。

水質モニタリング効率化指針
(H11.4.30環水企186号環水規163号水質保全局長)

今後水質環境基準項目が追加され、効率的な体制への移行が求められることから通知。

1. 地点の効率化
調査地点の見直し、ローリング調査の導入

2. 項目の効率化
使用実態による調査時期・調査項目の絞り込み
ローリング調査の導入

3. 頻度の効率化
調査時期の見直し
長年検出されない場合の調査頻度の見直し

4. 分析方法の効率化

2. 測定地点について
水域を代表する地点での測定が望ましい。排出源及び排水の汚濁状態並びに水域の利水状況等を考慮して、個別水域ごとに効果的な監視体制の整備を図る

3. 数値の扱いについて
毒性等量の算出の際の定量下限未満の数値の取扱いについては、JIS K0312に基づき、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満の数値は検出下限の1/2の値を用いる。

4. 評価について
同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値による

5. 結果の報告
都道府県がとりまとめ原則として1年に1回水質保全局長あてに報告

B. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む）の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について（H13.5.31環水企93号水環境部長）

1. 常時監視の調査測定方法
JIS K0312による。
「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に準じる。
水域を代表する地点での測定が望ましい。排出源及び排水の汚濁状態並びに水域の利水状況等を考慮して、個別水域ごとに効果的な監視体制の整備を図る。
底質については、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課）」によって行うほか、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について」（平成14年7月22日環水企117号、環水管170号水環境部長）の「測定方法について」を参考にする。調査地点の選定方法については、「測定地点の選定について」を参考にする。

2. 調査測定結果の評価方法
水質：地点ごとに年間平均値により評価
底質：底質基準施行通知の「評価について」に従い、測定結果ごと、測定地点ごとに評価

3. 結果の報告
「ダイオキシン類対策特別措置法（第26条第2項）に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告について」（H12.3.27環水企150号、環水規58号水質保全局長）及び、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告要領等について」（H12.3.27環水企150-2号企画課地下水・地盤環境室長、環水規58-2号水質規制課長）による。

4. その他
極微量の定量を行うことから、試料採取から分析に至るまでの全測定過程の管理に努め、測定結果について十分な精度が確保されるよう留意。

C. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について（H14.7.22環水企117、環水管170号水環境部長）

1. 測定方法について
ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課）による。
毒性等量算出に当たっては、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満の数値は試料における検出下限の1/2の値を用いる。
精度管理を徹底すること。

ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課）

1. 調査方法
(1) 試料採取時期及び試料採取地点
(2) 採泥方法：エクマンバー型採泥器又はこれに準ずる採泥器によって、原則底質表面から10cm程度の泥を3回以上採取し、それらを混合して試料とする。
(3) 採泥時実施事項：関連情報を記録
(4) 試料の調製：小石、貝殻、動植物片などの異物を除いた後、均一に混合し、氷冷保存。速やかに分析する。保存する場合は遮光して4 以下。
(5) その他：主な物理・化学的情報を併せて分析する。

2. 測定分析方法

3. 測定精度の管理

2. 測定地点の選定について
水質調査と同地点を原則としつつ、水域を代表する地点等において実施。濃度が比較的高かった地点に関しては、その周辺において測定地点を増加させる。低濃度の地点については測定地点を移動させる。

3. 評価について
測定結果ごとに、また、地点ごとに行う。

4. 基準超過時の措置
「底質調査方法について」（S.50.10.28環水管120号）により汚染の広がりを把握する（面的及び垂直分布）。簡易な測定方法も認める。

D. ダイオキシン類対策特別措置法（第26条第2項）に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告について（H12.3.27環水企150号、環水規58号水質保全局長）

1. 報告内容について
(1) 各測定地点、各測定ごとの検体値、毒性等量
(2) 各測定地点、各測定ごとの測定関連情報

2. 報告様式について
「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果の報告要領」で示す様式

3. 測定結果の数値の取り扱いについて
(1) 定量及び検出下限
JIS K0312で定められている方法により算出される「試料における定量下限及び試料における検出下限」とする
(2) 測定値（毒性等量）
測定値の算出に当たっては定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満の数値は試料における検出下限の1/2の値を用いる。
毒性等価係数は「法施行通知」の別添を用いる。
(3) 数値の取扱い
JIS K0312の規定（=JIS Z8401）による。

4. 報告方法について
各年度ごとにまとめ、翌年度の5月31日までに提出

E. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告要領等について（H12.3.27環水企150-2号企画課地下水・地盤環境室長、環水規58-2号水質規制課長）

1. 対象：ダイオキシン法に基づいて都道府県、政令市が実施した常時監視に係る測定結果

2. 方法：政令市からの報告は都道府県を通じて報告

3. 様式、報告媒体について

4. 実測濃度等の有効数字について
JIS Z 8401によって数字を丸め、有効数字を2桁とする。検出下限未満の場合は検出下限未満であったことを表示。検出下限より下の桁は表示しない。

5. 毒性等量の算出について
濃度の報告値に毒性等価係数を乗じてその合計を求め、その数値を丸める。個々の異性体の毒性等量については丸めない。
検出下限以上の数字はそのままその値を用い、検出下限未満の数値は検出下限の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出。

6. 環境基準値を超えた結果については、「人の健康の保護に関する水質環境基準項目に係る環境基準値を超えた公共用水域の水質測定結果の報告について」（H11.3.12環水規80-2号水質規制課長）に準じて報告。

F. 平成 年度公共用水域におけるダイオキシン類測定結果の報告について（企画課長）

1. 平成 年度公共用水域ダイオキシン類測定地点情報
(1) システムへの入力
(2) 公共用水域水質管理システムへの入力（ダイオキシン類のみの測定地点）

2. 平成 年度公共用水域におけるダイオキシン類測定結果報告要領
(1) システムへの入力（対象：全データ）
「ダイオキシン類対策特別措置法（第26条第2項）に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告要領等について」に基づくフォーマットに記入し、磁気媒体で報告
(2) 環境基準超過地点についての記入要領